

(1) 重点医師偏在対策支援区域について

- 令和6年12月、国が「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を公表。当パッケージでは、各都道府県が策定する「医師確保計画」に「重点医師偏在対策支援区域」を指定することとなっている。
- 当該区域は、『**今後も一定の定住人口が見込まれるものの、人口減少より医療機関の減少スピードが早い地域等**』と定義されている。区域の指定を行うことにより、各都道府県は、**国が実施する経済的インセンティブに関する事業の実施が可能**となる。
- 区域の指定に当たっては、都道府県が地域の実情を考慮し、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議の上、選定することとなっている。

経済的インセンティブに関する事業について

- ① 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業
 - 重点区域の医療機関に、宿直室等の施設整備に対する補助を行う
- ② 医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業
 - 重点区域の医療機関に、土日祝日の代替医師確保への支援を行う
- ③ 医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業
 - 重点区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関に、医師派遣に要する費用の支援を行う
- ④ 診療所の承継・開業支援事業
 - 重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して施設整備、設備整備等の支援を行う